

第一〇〇回

参第一号

地域社会における公共サービスの向上のための新社会システムの開発に関する法律

(案)

(目的)

第一条 この法律は、新社会システムの開発を推進することにより、地域社会における快適な生活を確保することができる公共サービスを安全に、かつ、効率的に提供することを促進し、もつて国民の福祉の向上と良好な生活環境の形成に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「新社会システム」とは、高度の科学技術を利用した安全で効率的であり、かつ、快適な生活の確保に資する社会システム(交通、医療、廃棄物処理、情報サービス等の公共サービスを提供するための技術等の組織的な体系をいう。次項において同じ。)であつて、実用化されていないものをいう。

2 この法律において「創造」とは、社会システムに関する調査研究を行うことにより、その成果としての新社会システムを生み出すことをいう。

3 この法律において「試験的事業」とは、新社会システムを実用化しようとする場合に、当該新社会システムが地域社会において、公共サービスを安全に、かつ、効率的に提供し、快適な生活を確保することができるかどうかを判定するため、一定の地域において試験的に実施する当該新社会システムに係る事業をいう。

4 この法律において「開発」とは、新社会システムの創造を行い、及び試験的事業を実施することにより、新社会システムを実用に供し得るようにすることをいう。

(新社会システムの開発の原則)

第三条 新社会システムの開発は、地域社会における自然環境及び生活環境の保全に留意しつつ、国民の健康で文化的な生活の維持向上を図ることを旨として行うものとする。

(基本方針)

第四条 内閣総理大臣は、新社会システム開発審議会の意見を聴くとともに、関係行政機関の長に協議して、新社会システムの開発を図るための基本方針(以下「基本方針」という。)を定めるものとする。

2 基本方針に定める事項は、次のとおりとする。

- 一 新社会システムの開発に関する基本構想
- 二 新社会システムの創造に関する基本的事項
- 三 新社会システムに係る試験的事業に関する基本的事項
- 四 新社会システムの開発に関する研究者及び技術者の養成訓練に関する基本的事項

3 内閣総理大臣は、基本方針を定めたときは、これを公表しなければならない。

4 第一項及び前項の規定は、基本方針に定める事項を変更する場合に準用する。

(創造を行うべき新社会システムの主題の選定)

第五条 内閣総理大臣は、基本方針に基づき、新社会システム開発審議会の意見を聴いて、創造を行うべき新社会システムの主題を選定するものとする。

2 内閣総理大臣は、前項の選定を行う場合には、あらかじめ、政令で定めるところにより、創造を行うべき新社会システムの主題を公募するものとする。

(新社会システムの創造)

第六条 新技術開発事業団(以下「事業団」という。)は、基本方針に基づき、前条第一項の選定に係る新社会システムの創造を行うものとする。

2 事業団は、新社会システムの創造を行つた場合には、政令で定めるところにより、これを内閣総理大臣に報告しなければならない。

3 第一項の新社会システムの創造に要する経費は、国が負担する。

(試験的事業を実施すべき新社会システムの選定)

第七条 内閣総理大臣は、新社会システム開発審議会の意見を聴いて、前条第一項の規定により創造が行われた新社会システムのうちから、試験的事業を実施すべき新社会システムを選定するものとする。

2 内閣総理大臣は、事業団の創造に係る新社会システムを事業団以外の者の創造に係る新社会システムと比較して評価する必要があると認めるときは、新社会システム開発審議会の意見を聴いて、前項の選定と併せて、事業団以外の者の創造に係る新社会システムを試験的事業を実施すべき新社会システムとして選定することができる。

第八条 内閣総理大臣は、前条の規定にかかわらず、新社会システムの開発を推進するため必要があると認めるときは、基本方針に基づき、新社会システム開発審議会の意見を聴いて、事業団以外の者の創造に係る新社会システムを試験的事業を実施すべき新社会システムとして選定することができる。

(試験的事業の概要の公表)

第九条 内閣総理大臣は、前二条の規定により試験的事業を実施すべき新社会システムを選定したときは、政令で定めるところにより、当該試験的事業の概要を公表しなければならない。

(試験的事業の実施者)

第十条 試験的事業は、基本方針に基づき、第十二条から第十四条までの規定により選定された地方公共団体又は公共的団体(以下「地方公共団体等」という。)が実施するものとする。

(試験的事業についての法令の適用)

第十一条 前条の規定により地方公共団体等が実施する試験的事業は、この法律に定めるもののほか、当該事業に関する法律(これに基づく命令を含む。次項において同じ。)の規定に従い、実施するものとする。

2 前項の場合において、当該試験的事業に係る科学技術が高度のものであること等のた

めに当該事業に関する法律の事業の実施についての規定をそのまま当該試験的事业に適用しがたいときは、当該試験的事业の実施上必要最小限度において、政令で特別の定めをすることができる。

(試験的事业の実施者の募集)

第十二条 内閣総理大臣は、政令で定めるところにより、試験的事业を実施する地方公共団体等を募集するものとする。

(試験的事业の実施の申請)

第十三条 地方公共団体等は、前条の募集に応じ試験的事业の実施者となろうとするときは、政令で定めるところにより、その旨を内閣総理大臣に申請しなければならない。

2 地方公共団体は、前項の申請を行う場合においては、あらかじめ、当該地方公共団体の議会(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百九十八条第一項の地方開発事業団が申請を行う場合においては、その設置者たる普通地方公共団体の議会)の議決を経なければならない。

(試験的事业の実施者の選定)

第十四条 内閣総理大臣は、新社会システム開発審議会の意見を聴いて、前条の申請をした地方公共団体等のうちから試験的事业を実施するのに適当であると認められるものを選定しなければならない。

2 内閣総理大臣は、前項の選定をしたときは、当該地方公共団体等にこれを通知するとともに、これを公表しなければならない。

(説明会の開催等)

第十五条 地方公共団体等は、試験的事业を実施しようとするときは、あらかじめ、政令で定めるところにより、試験的事业の実施について関係住民の協力を得られるよう説明会を開催し、その意見を聴取する等の措置を講ずるものとする。

(試験的事业に対する補助等)

第十六条 国は、試験的事业を実施する地方公共団体等に対し、政令で定めるところにより、当該試験的事业に要する経費の五分の四を補助するものとする。ただし、他の法令の規定により、当該試験的事业に要する経費につき、五分の四を超える国の負担又は補助の割合が定められている場合は、この限りでない。

2 国は、試験的事业を実施する地方公共団体等に対し、当該試験的事业に必要な指導、助言その他の援助を行うものとする。

(試験的事业の実施の公開)

第十七条 試験的事业を実施する地方公共団体等は、当該試験的事业の円滑な実施に支障を及ぼさない範囲内において、その実施の状況を公開するように努めるものとする。

(試験的事业の実施の結果等の報告)

第十八条 試験的事业を実施する地方公共団体等は、政令で定めるところにより、当該試験的事业の実施の結果及びその経過について、内閣総理大臣に対し報告しなければならない。

ない。

(試験的事業の実施の結果に対する評価)

第十九条 内閣総理大臣は、前条の報告があつたときは、政令で定めるところにより、新社会システム開発審議会の意見を聴いて、当該試験的事業の実施の結果について評価を行う。

2 内閣総理大臣は、前項の評価を行つたときは、政令で定めるところにより、その評価の要旨を公表しなければならない。

(新社会システムの修正等)

第二十条 前条第一項の評価に基づき、必要があると認められるときは、試験的事業に係る新社会システムの創造をした者は、当該新社会システムに修正を加え、実用に供し得るものとしなければならない。

2 前項の規定により新社会システムに修正を加え、実用に供し得るものとした者は、その旨を内閣総理大臣に報告しなければならない。

(開発された新社会システムの概要の公表)

第二十一条 内閣総理大臣は、政令で定めるところにより、開発された新社会システムの概要を公表しなければならない。

(研究者及び技術者の養成訓練のための施策)

第二十二条 国は、基本方針に基づき、新社会システムの開発に関する研究者及び技術者の養成訓練を図るため、教育及び研究の事業の充実等必要な施策を講ずるものとする。

(開発された新社会システムの地域社会への導入の促進のための措置)

第二十三条 国は、この法律の規定により開発された新社会システムの地域社会への導入を促進するため必要な法制上及び財政上の措置を講ずるよう努めなければならない。

(政令への委任)

第二十四条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(新技術開発事業団法の一部改正)

第二条 新技術開発事業団法(昭和三十六年法律第八十二号)の一部を次のように改正する。

目次中「第三十条の二」を「第三十条の三」に改める。

第一条中「普及する」を「普及し、併せて新社会システムの創造等を行う」に改める。

第二条第一項中「以下同じ」を「第二十五条を除き、以下同じ」に改め、同条に次の二項を加える。

4 この法律において「新社会システム」とは、地域社会における公共サービスの向上のための新社会システムの開発に関する法律（昭和五十八年法律第 号）第二条第一項に規定する新社会システムをいう。

5 この法律において「創造」とは、地域社会における公共サービスの向上のための新社会システムの開発に関する法律第二条第二項に規定する創造をいう。

第二十三条第一項第五号中「第三十条の二第二項」の下に「（第三十条の三第一項において準用する場合を含む。）」を加え、同号を同項第六号とし、同項第四号の次に次の一号を加える。

五 新社会システムの創造について内閣総理大臣に報告するとき。

第二十四条第一項中「十五人」を「二十人」に改める。

第二十八条中第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 地域社会における公共サービスの向上のための新社会システムの開発に関する法律第六条第一項の規定による新社会システムの創造等を行うこと。

第四章中第三十条の二の次に次の一条を加える。

（新社会システムの創造の実施）

第三十条の三 事業団が新社会システムの創造（委託による創造を除く。）を行う場合には、前条の規定を準用する。

2 事業団が国又は地方公共団体の試験研究機関、企業等への委託により新社会システムの創造を行う場合には、第三十条第一項の規定を準用する。

第四十五条中「権限は」の下に「、政令で定めるところにより」を加え、同条ただし書を削る。

第四十六条第二項中「認可」の下に「又は第三十条の三第二項において準用する第三十条第一項の認可」を、「大臣」の下に「又は当該新社会システムに係る事業を所管する大臣」を加える。

（総理府設置法の一部改正）

第三条 総理府設置法（昭和二十四年法律第百二十七号）の一部を次のように改正する。

第六条第十六号の六の次に次の二号を加える。

十六の七 地域社会における公共サービスの向上のための新社会システムの開発に関する法律（昭和五十八年法律第 号）の施行に関すること。

十六の八 新技術開発事業団に関すること。

第十五条第一項の表中国土開発幹線自動車道建設審議会の項の次に次のように加える。

新社会システム開発審議会	地域社会における公共サービスの向上のための新社会システムの開発に関する法律の規定によりその権限に属せしめられた事項を行うこと。
--------------	---

理 由

地域社会における快適な生活を確保することができる公共サービスを安全に、かつ、効率的に提供することを促進するため、新社会システムの開発を推進する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

この法律施行に要する経費

この法律施行に要する経費は、新技術開発事業団が新社会システムの創造を開始する年度において約三十億円の見込みである。